

議案第 45 号

松阪市農林水産業振興事業分担金徴収条例の一部改正について

松阪市農林水産業振興事業分担金徴収条例（平成 17 年松阪市条例第 199 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市農林水産業振興事業分担金徴収条例の一部を改正する条例  
松阪市農林水産業振興事業分担金徴収条例（平成 17 年松阪市条例第 199 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

		単独事業	補助事業
林道、作業道 開設、舗装、災害復旧	一般	事業費の 30%	補助残の 30%
	過疎・辺地	事業費の 15%	補助残の 15%

」を

「

		単独事業	補助事業
林道、作業道 開設、舗装、災害復旧	一般	事業費の 30%	補助残の 30%
	過疎・辺地	事業費の 15%	補助残の 15%
農業振興事業		—	補助残の 50%

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。